

能代市物品等応募型指名競争入札の参加者の募集について

次のとおり入札を執行するので、下記により入札参加者を公募する

1	発注番号	第2-110号
2	公募日	令和7年7月22日
3	契約担当者	能代市長 齊藤 滋 宣
4	件名	都市公園等遊具保守点検業務委託
5	業務場所	能代地域都市公園等73箇所
6	履行期限	令和7年10月31日
7	当該業務の主管課	都市整備部 都市整備課 電話番号 0185-89-2197 ファクシミリ番号 0185-89-1779
8	物品又は委託の種別	委託(総額入札)
9	主な仕様(概要)	能代地域の公園等の遊具の保守点検 ※設計、仕様等の詳細については、公募文とともに全てホームページに掲載しています
10	入札参加資格要件	<p>入札に参加する者に必要な要件は、応募型指名競争入札基本事項1のほか、次の要件を満たす者であること</p> <p>(1) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿に登載されている者であること</p> <p>(2) 秋田県内に契約の締結できる営業所を有していること</p> <p>(3) 国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと</p> <p>(4) 令和6・7年能代市物品等指名競争入札等参加資格申請において「①指名競争入札及び随意契約」で申請している者であること</p> <p>(5) 本業務に当たって、次の技術者を配置できること</p> <p>ア 管理技術者 公園施設製品安全管理士又は公園施設点検管理士の資格を有する者</p> <p>イ 担当技術者 公園施設製品安全管理士、公園施設点検管理士、公園施設製品整備技士、公園施設点検技士のいずれかの資格を有する者</p> <p>※アの管理技術者は、イの担当技術者と兼ねることができない</p>
11	入札に関する注意事項	入札金額は総額とする
12	入札予定日	令和7年8月5日 (火) 午後1時50分 入札までのスケジュールは別紙のとおり
13	入札の場所	能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室
14	その他	<p>(1) 応募型指名競争入札基本事項のとおり</p> <p>(2) 入札参加申込書に10(5)の資格を有していることを証する書類を添付すること(写し可)</p>

入札スケジュール

件名：都市公園等遊具保守点検業務委託

	手続等	期間・期日・期限等	手続きの方法等
1	設計図書等の閲覧・貸出	令和7年7月22日（火） 正午から 令和7年7月24日（木） 午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり
2	設計図書等に対する質問の受付	令和7年7月22日（火） 正午から 令和7年7月24日（木） 午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項2のとおり 提出先：業務主管課
3	申込書類の受付	令和7年7月22日（火） 正午から 令和7年7月28日（月） 午後5時まで（閉庁日を除く）	基本事項3のとおり
4	設計図書等に対する質問への回答	令和7年7月28日（月） 午前9時までに回答書を作成し、供覧	基本事項2のとおり
5	指名通知・非指名通知	令和7年7月30日（水）	基本事項4のとおり
6	入札予定	令和7年8月5日（火） 午後1時50分 会場：能代市役所第1庁舎1階 契約検査課入札室	基本事項5のとおり

物品等応募型指名競争入札参加申込書

令和 年 月 日

能代市長 齊 藤 滋 宣 様

住 所  
申込者 商号又は名称  
代表者氏名  
(名簿登録番号 )

次の物品及び委託等に係る応募型指名競争入札に参加したいので、申し込みます。

なお、公募に示された入札に参加する者に必要な要件(指名停止を受けていないこと等)を満たし、地方自治法施行令第167条の4(ただし、第2項は他の地方公共団体に限る)に該当しないこと及び提出書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

発注番号	第2-110号		
物品(業務)名	都市公園等遊具保守点検業務委託		
本入札に関する 連絡先	担当者名		
	電話番号		FAX番号

# 入札書(第 回)

令和 年 月 日

能代市長 齊藤滋宣 様

住 所  
商号又は名称  
代表者氏名

印

下記のとおり能代市財務規則に基づいて入札します。

記

委 託 名	都市公園等遊具保守点検業務委託
入 札 金 額	¥
入 札 保 証 金	能代市財務規則第112条第1項第3号により免除
備 考	

## 応募型指名競争入札基本事項（物品・委託等）

- 1 入札に参加する者に必要な要件
  - (1) 本市の能代市物品等指名競争入札等参加資格者名簿（以下、資格者名簿という。）に登録されている者であること。
  - (2) 入札参加申込期限の日から落札決定の日までの間において、国、秋田県及び本市の指名停止措置を受けていないこと。  
※落札決定の日は、入札日をいう。
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた場合は、この限りではない。
  
- 2 仕様書等に関すること。
  - (1) 仕様書等の閲覧及び貸出しは次によるものとする。

ア 閲覧又は貸出場所	能代市総務部契約検査課
イ 閲覧又は貸出時間	4時間以内
ウ その他	設計図書は破いたり、汚すことのないよう十分注意すること。
  - (2) 仕様書等に関する質問は、次によるものとする。

ア 質問方法	簡易なものを除き、書面（任意様式）を作成し、原則としてファクシミリで送付すること。
イ 提出先	物品・委託等の業務主管課
  - (3) 質問に対する回答は、契約検査課において供覧を行う。又、質問があった場合は能代市のホームページに掲載する。
  
- 3 入札参加申込等に関すること。
  - (1) 入札参加申込書  
入札に参加しようとする者は、能代市物品等応募型指名競争入札参加申込書を市長に提出すること。
  - (2) 申込書類の入手方法

ア 交付場所	能代市総務部契約検査課
電話番号	0185-89-2222
	※能代市のホームページからダウンロードすることもできます。
イ 交付費用	無料
  - (3) 申込書類の作成  
申込書類の作成に当たっては、申込書類に示す注意書きを遵守すること。
  - (4) 申込書類の提出及び受付

ア 提出方法	持参又は書留郵便によること。
イ 提出先	能代市総務部契約検査課又は二ツ井地域局総務企画課
  - (5) 入札参加の辞退  
入札参加申込書等を提出した者は、当該申込書等を提出したあと落札者が決定されるまでの間において入札参加資格を有しないこととなったときは、入札前にあつては入札辞退届を、入札後にあつてはその旨を記載した届出書を速やかに提出しなければならない。
  
- 4 指名通知等
  - (1) 指名通知  
申込書類の確認の結果、適当と認められた者に対しては、ファクシミリにより通知する。
  - (2) 非指名通知  
申込書類の確認の結果、指名されなかった者に対して、能代市物品等応募型指名競争入札

非指名通知書により、理由を付して通知する。

※ 上記（１）又は（２）の通知が入札予定日の２日前の時点でも届かない場合は、必ず契約検査課に問い合わせること。

#### 5 入札、落札決定に関する注意事項

- (1) 能代市財務規則（以下「規則」という。）、能代市物品等入札心得を遵守の上、入札に参加すること。
- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に消費税等相当額（消費税法（昭和63年法律第108号）に基づき消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額及び地方税法（昭和25年法律第226号）に基づき地方消費税が課される金額に同法に基づく税率を乗じて得た金額をいう。）を加えた金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、当該端数金額を切り捨てるものとする。）をもって契約予定金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額から消費税等相当額を除いた金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書を郵送する場合は、書留によるものとし、入札日時までに到着したもので、1枚（1回分）とする。（ただし、原則として再度入札には参加できないものとする）
- (4) 入札に参加しようとする者が、入札参加資格確認の日から落札決定の日までの間に、入札に参加する者に必要な資格を失ったときは、その者は入札に参加することができない。既に入札書を提出している場合、その入札書は無効とする。
- (5) 落札決定から契約締結までの間において、落札者が1に掲げる要件を満たさないこととなった場合は、当該落札者と契約を締結しないことができる。

#### 6 契約の締結に関すること

- (1) 契約締結時期は、落札決定の通知を受けた日の翌日から起算して7日以内とする。
- (2) 契約保証金については、規則第127条の規定による。

#### 7 その他必要な事項

- (1) 申込書類に係るヒアリングは実施しないが、必要と認めた場合には説明を求める場合がある。
- (2) 提出された申込書類は返却しない。
- (3) 申込書類の審査基準日は、入札参加申込期限の日とする。  
※新たに資格者名簿への登載を申請する場合は、仕様書等閲覧期限の日までに物品等指名競争入札等参加資格申請書を提出しなければならない。
- (4) 履行（納入）期限は、事情により変更することがある。
- (5) 契約金額は、完成検査後、請求を受けた日から30日以内に支払う。  
※測量士等（所得税法第204条第1項第2号に掲げるもの）の業務に関する報酬又は料金については、その支払の都度所得税及び復興特別所得税を源泉徴収します。
- (6) 申込書類の作成及び提出についての問い合わせ先

能代市総務部契約検査課

電話番号 0185-89-2222

ファクシミリ番号 0185-54-6460

令和 7 年度 公 共 事 業

# 設 計 書

能代市

市 長	副 市 長	部 長	次 長	課 長	課 長 補 佐	課 長 補 佐	檢 算 者	設 計 者	
着 工			自 令 和 年 月 日			摘 要	工 期 日 間		
完 成 期 日			至 令 和 7 年 10 月 31 日						
工 事 番 号			第 号						
公 園 名 等									
施 工 位 置			能代地域都市公園等73箇所						
業 務 名			都市公園等遊具保守点検業務委託						
設 計 額			金 円也						
業 務 概 要			<ul style="list-style-type: none"> <li>○単体遊具 (A) 規準点検・劣化点検 105基</li> <li>○単体遊具 (B) 規準点検・劣化点検 102基</li> <li>○単体遊具 (C) 規準点検・劣化点検 18基</li> <li>○単体遊具 (D) 規準点検・劣化点検 1基</li> <li>○複合遊具 (小) 規準点検・劣化点検 3基</li> <li>○複合遊具 (中) 規準点検・劣化点検 1基</li> <li style="text-align: right;">点検遊具計 230基</li> </ul>						

都市公園等遊具保守点検業務委託

本 委 託 費 内 訳 書

費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	摘 要
遊具保守点検業務費						
直接業務費						
単体遊具（A） 規準点検・劣化点検	105.00	基			第1号代価表	
単体遊具（B） 規準点検・劣化点検	102.00	基			第2号代価表	
単体遊具（C） 規準点検・劣化点検	18.00	基			第3号代価表	
単体遊具（D） 規準点検・劣化点検	13.00	m			第4号代価表	
複合遊具（小） 規準点検・劣化点検	3.00	基			第5号代価表	
複合遊具（中） 規準点検・劣化点検	1.00	基			第6号代価表	
打ち合わせ	1.00	式			第7号代価表	2回
直接業務費計						
一般管理費等	1.00	式				
委託価格計						
消費税等相当額	1.00	式				
合 計						

都市公園等遊具保守点検業務委託

第1号代価表		(遊具25基当たり)				
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
単体遊具(A) 規準点検・劣化点検						
直接人件費						
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
計						
直接物品費	1.00	式				
直接業務費計						
業務管理費	1.00	式				
報告書出力費	1.00	式				
業務原価計						
1基当たり						

都市公園等遊具保守点検業務委託

第2号代価表		(遊具25基当たり)				
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
単体遊具(B) 規準点検・劣化点検						
直接人件費						
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
計						
直接物品費	1.00	式				
直接業務費計						
業務管理費	1.00	式				
報告書出力費	1.00	式				
業務原価計						
1基当たり						

都市公園等遊具保守点検業務委託

第3号代価表		(遊具25基当たり)				
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要
単体遊具(C) 規準点検・劣化点検						
直接人件費						
公園施設製品安全管理士		人				
公園施設製品整備技士		人				
技術員		人				
計						
直接物品費	1.00	式				
直接業務費計						
業務管理費	1.00	式				
報告書出力費	1.00	式				
業務原価計						
1基当たり						

都市公園等遊具保守点検業務委託

第4号代価表		(ローラー滑り台30m当たり)					
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要	
単体遊具(D) 規準点検・劣化点検							
直接人件費							
公園施設製品安全管理士		人					
公園施設製品整備技士		人					
技術員		人					
計							
直接物品費	1.00	式					
直接業務費計							
業務管理費	1.00	式					
報告書出力費	1.00	式					
業務原価計							
1m当たり							

都市公園等遊具保守点検業務委託

第5号代価表							(遊具5基当たり)
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要	
複合遊具(小) 規準点検・劣化点検							
直接人件費							
公園施設製品安全管理士		人					
公園施設製品整備技士		人					
技術員		人					
計							
直接物品費	1.00	式					
直接業務費計							
業務管理費	1.00	式					
報告書出力費	1.00	式					
業務原価計							
1基当たり							

都市公園等遊具保守点検業務委託

第 6 号代価表							(遊具 3 基当たり)
費 目 ・ 工 種 ・ 種 別 ・ 細 目	数 量	単 位	単 価	金 額	明 細 単 価 番 号	摘 要	
複合遊具（中） 規準点検・劣化点検							
直接人件費							
公園施設製品安全管理士		人					
公園施設製品整備技士		人					
技術員		人					
計							
直接物品費	1.00	式					
直接業務費計							
業務管理費	1.00	式					
報告書出力費	1.00	式					
業務原価計							
1 基当たり							

都市公園等遊具保守点検業務委託

第7号代価表							(1業務当たり)
費目・工種・種別・細目	数量	単位	単価	金額	明細単価番号	摘要	
打ち合わせ							
直接人件費							
公園施設製品安全管理士		人					
公園施設製品整備技士		人					
計							
直接業務費計							
業務管理費	1.00	式					
業務原価計							

# 都市公園等遊具保守点検業務委託 仕様書

## 1. 目的

本業務は、能代市の管理する都市公園等の遊具について、必要な専門的知識及び技術を有する点検技術者による点検を行い、遊具の異常箇所等を早期に発見することで事故を未然に防止し、利用者の安全確保を図るとともに、適切な維持管理業務につなげることを目的とする。

## 2. 業務の範囲

本業務の対象となる公園・施設等は、別紙「地区別都市公園・遊園地等一覧」及び「能代市公園等遊具施設一覧」による。

## 3. 受注者の負担の範囲

点検業務の実施にあたり必要な電気、ガス、水道等の使用にかかる費用、及び点検業務に必要な工具、測定器具等は受注者側の負担とする。

## 4. 点検実施方法

- (1) 「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（改訂第3版）」及び「都市公園における遊具の安全確保に関する指針（別編：子どもが利用する可能性のある健康器具系施設）」（国土交通省）並びに「遊具の安全に関する規準（JPFA-SP-S:2024）」（（一社）日本公園施設業協会）及び別紙参考資料に沿って実施すること。

点検における現場管理及び発注者と打ち合わせを行う者（以下「管理技術者」）は、以下2つの資格のうちいずれかを有するものとする。

- ・公園施設製品安全管理士（※1）
- ・公園施設点検管理士（※1）

管理技術者とは別に、現場における点検者（以下「担当技術者」）は、以下4つの資格のうちいずれかを有するものとする。

- ・公園施設製品安全管理士
- ・公園施設点検管理士
- ・公園施設製品整備技士（※2）
- ・公園施設点検技士（※2）

技術員（※3）は、担当技術者の指示に従って作業を行う者とする。

### ※1）公園施設製品安全管理士・公園施設点検管理士

公園施設について実務経験 11 年以上、そのうち管理業務 3 年以上の経験を有している者で、公園施設製品安全管理士・公園施設点検管理士の講習を修了し、認定試験に合格した者。

※2) 公園施設製品整備技士・公園施設点検技士

公園施設について実務経験5年以上の実務経験があり、公園施設製品整備技士・公園施設点検技士の講習を終了し、認定試験に合格した者。

※3) 技術員

上記、担当技術者の指示に従って作業を行う能力を有する者。

- (2) 点検業務は、担当技術者が行い、その点検結果に基づく判定は管理技術者が行い、職務を兼ねることはできない。
- (3) 点検者は公園施設点検技士・公園施設点検管理士・公園施設製品整備技士・公園施設製品安全管理士の携帯用認定証等を携帯して作業に従事すること。
- (4) 点検業務の実施に先立ち、実施体制、全体工程、業務担当者が有する資格等、必要な事項をまとめた業務計画書を作成し、提出するものとする。

## 5. 結果報告等

- (1) 点検調査結果については、報告書(1部)と、報告書と同じ内容が収められた電子データ(CD-R、DVD-R等)により提出すること。なお、電子データのファイル形式については別途協議すること。
- (2) 報告書には必ず次の内容が含まれていること。特に記載がない場合の様式は任意とする。
- ・点検結果報告書(総評、結果一覧等が記載されていること)
  - ・点検従事者一覧(有資格者の場合は認定証の写しを添付)
  - ・点検結果報告書(公園、施設ごと)
- ※「遊具の安全に関する規準(JPFA-SP-S:2024)」に定められている「定期点検総括表」の項目がすべて含まれていることとし、報告書の内容とリンクした写真を添付すること。
- なお、写真には施設の全景及び点検個所を撮影したものを含み、部位や特記事項等を記載し、公園ごとに見出しをつけること。

## 6. その他

- (1) 業務実施中は公園利用者の安全確保に努めること。
- (2) 業務は、関係法令、条例および指導に基づいて実施すること。
- (3) 点検作業中、公園内で遊具を含む公園施設の破損など事故につながる危険性が確認

された場合は、早急に発注者へ連絡するとともに、速やかに安全を確保し、適切な措置を講じること。

(4) その他、本仕様書に定めのない事項については、発注者、受注者双方で協議のうえ行うこと。

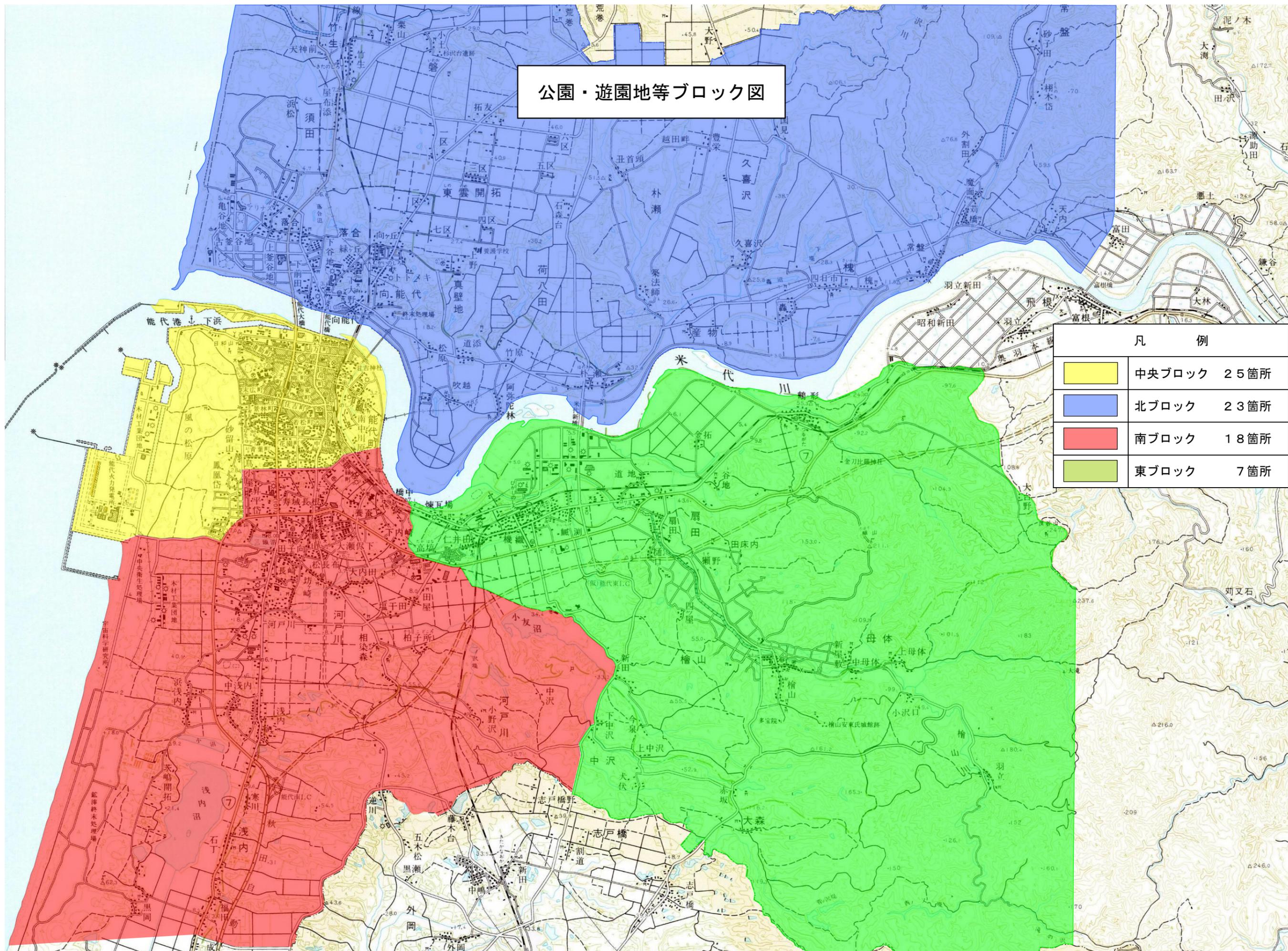
別紙：参考資料

劣化・機能判定	A 機能を果たしており健全 (使用可)	B 軽微な劣化があるが、使用可 (使用可)	C 重度の劣化、主要な箇所部分的な異常がる (使用不可、場合により使用可)	D 主要部材に重度の劣化、異常がある (使用不可)
1 破損・欠損	健全で機能を果たしている	軽微な変形、破損、欠損がある	変形、破損、欠損がある	主要部材が変形、破損、欠損がある
2 金属（腐食）	表面に錆があるが孔食になっていない	孔食が始まっているが肉厚残量が60%以上	孔食が進み残量が肉厚の60%未満	主要部材の孔食が進み残量が肉厚の60%未満
3 金属（磨耗）	磨耗していない	残量が初期形状の直径で60%以上	残量が初期形状の直径で60%未満	主要部材の残量が初期形状の直径で60%未満
4 木（腐朽）	腐朽していない	健全部分が初期形状の直径で80%以上	健全部分が初期形状の直径で60%未満	主要部材の残量が初期形状の直径で80%未満
5 ワイヤロープ	錆、キンク、形くずれ、素線切れがない	1 撚りの間に切断している素線の数が10%未満	1 撚りの間に切断している素線の数が10%以上	主要部分のワイヤの1 撚りの間に切断している素線の数が10%以上
6 繊維ロープ	キンク、切断がない	ロープの山が磨り減って棒状になっている	1 本のうち1/3未満が切断している	主要部分の1 本のうち1/3以上が切断している
7 コンクリート	クラック、剥離がない	軽微なクラック、剥離がある	重度のクラック、剥離がある	鉄筋等の剥き出し、大きく破損している
8 FRP	磨耗、破損がない	軽微な磨耗がある	表面に繊維が露出してきている	大きく破損している
症状例				

塗装判定	A 健全	B 部分的に塗装が必要	C 全体的に塗装が必要	D 腐食が激しく塗装が不可能
1 塗装	塗装の必要がない	部分的に錆、はがれ、塗膜劣化がある	全体的に錆、はがれ、塗膜劣化がある	腐食が激しく穴や欠損により塗装ができない
症状例				

その他判定	<p>【構造・材質における判定】</p> <p>○：安全基準に適合している</p> <p>×：安全基準に適合していない</p>	<p>【安全領域における判定】</p> <p>○：安全領域内に他の構造物がない</p> <p>×：安全領域内に他の構造物がある</p>	<p>【周辺ハザードにおける判定】</p> <p>○：周辺に枝や石など危険な物がない</p> <p>×：周辺に枝や石など危険な物がある</p>	<p>【使用禁止措置】</p> <p>・使用禁止措置をした場合は、報告書に明記し、ブランコの吊席を取り外した場合などは、(2/4) などと外した数も明記する。</p> <p>・使用禁止となった場合は、誤って利用されることのないように注意する</p>
-------	---	---	---	--

# 公園・遊園地等ブロック図



凡 例	
	中央ブロック 25箇所
	北ブロック 23箇所
	南ブロック 18箇所
	東ブロック 7箇所





能代市公園等遊具施設一覧

No.	公園名	単体 (A)	単体 (B)	単体 (C)	単体 (D)	複合 (小)	複合 (中)	計	内 訳
1	能代公園	1	1	1				3	大型4連ブランコ(C)、境界柵(A)、大型滑り台(B)
2	赤沼公園		1					1	小型2連ブランコ(B)
3	大町街区公園	1	2					3	大型2連ブランコ(B)、境界柵(A)、大型滑り台(B)
4	富町街区公園	2	2					4	小型2連ブランコ(B)、境界柵(A)、中型滑り台(B)、砂場(A)
5	富町小街区公園	3	2					5	ジャンゲルジム(B)、3間鉄棒(A)、のびのびサークル(A)、クルルサイクル(B)、ユツリステップ(A)
6	明治町街区公園	2	2					4	小型2連ブランコ(B)、大型滑り台(B)、丸太ステップ(A)、砂場(A)
7	川端街区公園		1					1	小型2連ブランコ(B)
8	落合1号街区公園		2					2	大型2連ブランコ(B)、大型滑り台(B)
9	落合3号街区公園	2	3					5	大型2連ブランコ(B)、境界柵(A)、大型滑り台(B)、のびのびサークル(A)、クルルサイクル(B)
10	落合5号街区公園		2					2	小型2連ブランコ(B)、大型滑り台(B)
11	柳町街区公園	2	1					3	背のばしベンチ(A)、クルルサイクル(B)、スプリングバー(A)
12	出戸町街区公園	2	1					3	タイヤステップ(A)、砂場(A)、大型滑り台(B)
13	栄町街区公園	5	3					8	大型2連ブランコ(B)、境界柵(A)、2列シーソー(A)、大型滑り台(B) 山型雲梯(A)、タイヤステップ(A)、のびのびサークル(A)、クルルサイクル(B)
14	大正町街区公園	4	2					6	中型2連ブランコ(B)、境界柵：片面(A)、大型滑り台(B) のびのびサークル(A)、スプリングバー(A)、背のばしベンチ(A)
15	萩の台街区公園	1	2					3	境界柵(A)、大型滑り台(B)、単座ブランコ(B)
16	昭南町街区公園	2	3					5	大型滑り台(B)、小型2連ブランコ(B)、単座ブランコ(B)、タイヤステップ(A)、CO置物(A)
17	大瀬街区公園	5	2	1				8	大型4連ブランコ(C)、境界柵(A)、大型滑り台(B)、単座ブランコ(B)、砂場(A) 背伸ばしベンチ(A)、ソロソ平均台(A)、ユツリステップ(A)
18	花園街区公園	3		1				4	大型4連ブランコ(C)、境界柵(A)、3間鉄棒(A)、砂場(A)
19	出戸小街区公園	1	1	1				3	大型4連ブランコ(C)、境界柵(A)、大型滑り台(B)
20	出戸街区公園	10	3	1				14	大型4連ブランコ(C)、境界柵(A)×2、小型2連ブランコ(B)、大型滑り台(B)、シーソー(A)、 3間鉄棒(A)、動物置物(A)×4、砂場(A)、のびのびサークル(A)、クルルサイクル(B)
21	向ヶ丘街区公園	2	2	1				5	大型2連ブランコ(C)、境界柵(A)×2、小型2連ブランコ(B)、大型滑り台(B)
22	井坂街区公園	2	1	1				4	境界柵(A)、大型滑り台(B)、2列シーソー(A)、大型4連ブランコ(C)
23	能代河畔公園	6	1	3	1	1	1	13	スペースワークコンビネーション(複中)、無重力ネット(C)、クライム遊具(A)、ロープウェイ(C)、 円盤スライダ(B)、スペースシャトル(乳児)(A)、アニマルソング(A)、 キッズフネットコンビネーション(複小)、スペースシャトル(スイング①)(A)、スペースシャトル(スイング②)(A)、 大型4連ブランコ(C)、境界柵(A)、ローラー滑り台(D)※複合遊具から除く。
24	あけぼの		2					2	大型2連ブランコ(B)、単座ブランコ(B)
25	天内		1					1	小型2連ブランコ(B)
26	扇田	1	1	1				3	大型4連ブランコ(C)、境界柵(A)、大型滑り台(B)
27	大須賀	3	1					4	大型2連ブランコ(B)、境界柵(A)、3間鉄棒(A)、砂場(A)
28	大須賀3	2	2					4	小型2連ブランコ(B)、境界柵(A)、大型滑り台(B)、タイヤステップ(A)
29	大瀬団地西	1	2					3	小型2連ブランコ(B)、大型滑り台(B)、砂場(A)
30	大瀬南団地	3						3	3間鉄棒(A)、背のばしベンチ(A)、のびのびサークル(A)
31	落合第1	1	1	1				3	小型4連ブランコ(C)、中型滑り台(B)、砂場(A)
32	落合第2	2		1				3	小型4連ブランコ(C)、境界柵(A)、3間鉄棒(A)
33	落合第3	1		1				2	小型4連ブランコ(C)、境界柵(A)
34	鍼漕	1	4					5	小型2連ブランコ(B)、境界柵：片面(A)、大型滑り台(B)、クルルサイクル(B)×2基
35	苅橋		1					1	大型2連ブランコ(B)
36	キリンガ原		1					1	小型2連ブランコ(B)
37	下内崎		1					1	小型2連ブランコ(B)
38	榊	1	1					2	大型2連ブランコ(B)、鉄棒(A)
39	芝童森		2					2	小型2連ブランコ(B)、中型滑り台(B)
40	東雲三区		1					1	小型2連ブランコ(B)
41	下大野(向能代駅前)	1						1	3間鉄棒(A)
42	昇平岱2		1					1	大型2連ブランコ(B)
43	拓友		1					1	大型2連ブランコ(B)
44	田子向2	1	1					2	大型2連ブランコ(B)、境界柵(A)
45	中和		1					1	大型滑り台(B)
46	出戸沼	1	1					2	中型2連ブランコ(B)、雲梯(A)
47	豊栄		1					1	大型2連ブランコ(B)
48	中大野		1					1	大型2連ブランコ(B)
49	中大野2		1					1	小型2連ブランコ(B)
50	中川原1	3	2					5	大型2連ブランコ(B)、境界柵(A)、太鼓梯子(A)、砂場(A)、中型滑り台(B)
51	長崎		1					1	大型2連ブランコ(B)
52	成合	2	1					3	大型滑り台(B)、3間鉄棒(A)、太鼓梯子(A)
53	仁井田		1					1	大型2連ブランコ(B)
54	沼の上		1					1	大型2連ブランコ(B)
55	萩の台1号	1	2					3	大型2連ブランコ(B)、境界柵(A)、大型滑り台(B)
56	畠町	1	1					2	小型2連ブランコ(B)、山型雲梯(A)
57	浜浅内	1	1	1				3	大型4連ブランコ(C)、境界柵(A)、大型滑り台(B)
58	東能代	3	1					4	大型2連ブランコ(B)、境界柵(A)、太鼓梯子(A)、タイヤステップ(A)
59	東能代駅前	1	2					3	シーソー(A)、単座ブランコ(B)、ジャンゲルジム(B)
60	藤切台	1	1					2	小型2連ブランコ(B)、タイヤステップ(A)
61	真壁地		1					1	小型2連ブランコ(B)
62	松長布西	1	2					3	大型2連ブランコ(B)、境界柵(A)、大型滑り台(B)
63	松長布東	1						1	太鼓梯子(A)
64	緑ヶ丘	1	1					2	大型2連ブランコ(B)、境界柵(A)
65	向ヶ丘北		2					2	小型2連ブランコ(B)、小型滑り台(B)
66	向ヶ丘西	3	2					5	小型2連ブランコ(B)、2列シーソー(A)、小型滑り台(B)、2間鉄棒(A)、砂場(A)
67	向ヶ丘東	1	1					2	小型2連ブランコ(B)、砂場(A)
68	向小跡地公園	2						2	のびのびサークル(A)、背のばしベンチ(A)
69	元町1		1					1	小型2連ブランコ(B)
70	風の松原	7	5	3		2		17	冒険トリデ(複小)、ロープクライミング(B)、シーソー(A)、丸太くんだり(B)、 雲梯(A)、腹筋台(B)、背伸ばしベンチ(A)、ジャンプタッチ(A)、パラレルホール (C)、木製ロープウェイ(C)、アミダの山(B)、フィッシュボーン(複小)、ミニカー(A)、 ミニカー(A)、小型2連ブランコ(B)、丸太吊り橋(C)、丸太平均台4連(A)
71	坊ヶ崎		1					1	中型2連ブランコ(B)
72	中谷地		1					1	小型2連ブランコ(B)
73	新山前2	1	2					3	大型2連ブランコ(B)、大型滑り台(B)、3間鉄棒(A)
	合計	105	102	18	1	3	1	230	
		(A)	(B)	(C)	(D)	(小)	(中)		